

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	
	〈4・1 掲示〉 1
訓 令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令	
	〈4・1 掲示〉 5

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
第3条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。
第7条の表中

「

健康長寿政策課	
---------	--

」

を

「

健康長寿政策課	よさこい健康プラン21推進室
---------	----------------

」

に、

「

健康対策課	
-------	--

」

を

「

健康対策課	周産期・母子保健推進室
-------	-------------

」

に、

「

文化・国際課	
--------	--

」

を

「

文化推進課	
国際交流課	

」

に、

「

地域づくり支援課	
----------	--

」

を

「

地域づくり支援課	移住促進室
----------	-------

」

に改める。

第10条の表幡多地域の項中「幡多郡大月町」を「幡多郡大月町、三原村」に改める。

第11条の2を削る。

第23条第6号中「高知県地域活性化・生活対策臨時基金」を「高知県地域経済活性化・雇用創出臨時基金」に改める。

第27条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第29条第10号中「高知県災害対策本部」を「高知県災害対策本部、高知県新型インフルエンザ等対策本部」に改め、同条中第17号から第19号までを削り、第20号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同条第14号中「高知県防災情報マルチネットワークシステム」を「高知県防災行政無線システム及び高知県総合防災情報システム」に改め、同号を同条第15号とし、同条第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 防災訓練に関すること。

第30条第1号中「及び第4号」を削り、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第31条に次の3号を加える。

(14) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）に基づく取締り及び指導に関すること。

(15) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく取締り及び指導に関すること。

(16) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）、電気工業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく取締り及び指導に関すること。

第33条第3号中「救急医療等に関すること」を「救急医療、災害医療、小児医療及び在宅医療に関すること（小児医療に関することについては、健康対策課及び障害保健福祉課の主管に属する事項を除く。）」に改める。

第41条第5号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第43条第4号中「高知県子ども条例（平成16年高知県条例第35号）」を「高知県子ども条例（平成25年高知県条例第1号）」に基づく施策」に改める。

第45条の見出しを「（文化推進課）」に改め、同条中「文化・国際課」を「文化推進課」に改め、同条第19号中「国際交流の総合的推進」を「産学官連携の総合調整」に改め、同条第20号から第22号までを削り、同条第23号中「国際交流」を「芸術の振興」に改め、同号を同条第20号とし、同条第24号を同条第21号とし、同条の次に次の1条を加える。

（国際交流課）

第45条の2 国際交流課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際交流の総合的推進に関すること。

(2) 国際交流事業及び国際協力事業に関すること。

(3) 高知県国際交流協会に関すること。

(4) 旅券発給に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、国際交流に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第73条第19号中「及び高知県ふるさと雇用再生特別基金」を削る。

第76条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第10号中「戸別所得補償制度」を「経営所得の安定対策」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

第90条の2に次の1号を加える。

(7) 高知県地域環境保全基金に関すること。

第91条第16号を削り、同条第17号を同条第16号とする。

第107条第16号中「特殊地下壕」を「特殊地下壕対策事業」に、「都市地域に存する」を「市街地に影響を及ぼすおそれがある」に改める。

第112条第17号中「長期優良住宅の普及」を「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給」に改める。

第114条第6号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること。

第124条を次のように改める。

（内部組織）

第124条 東京事務所に総務課を置く。

第155条第4号を次のように改める。

(4) 相談部

第155条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 通園事業部

第156条第4項中「相談通園部」を「相談部」に改め、同項第6号及び第7号を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項第4号を削り、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 通園事業部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 障害児相談支援に関すること。

(2) 短期入所及び肢体不自由児の通所支援に関すること（看護部の主管に属する事項を除く。）。

(3) 難聴幼児の通所支援に関すること。

(4) 発達障害児の通所支援に関すること。

第215条第1項第3号中「農業土木工事」を「高知県中央東農業振興センター及び高知県須崎農業振興センターにあっては、農業土木工事」に改め、「（高知県中央東農業振興センター及び高知県須崎農業振興センターの総務企画課に限る。）」を削り、同項第4号中「土地改良区」を「高知県安芸農業振興センター、高知県中央東農業振興センター、高知県須崎農業振興センター及び高知県幡多農業振興センターにあっては、土地改良区」に改め、「（高知県中央西農業振興センターの総務企画課を除く。）」を削り、同条第2項第4号中「農業土木工事」を「高知県安芸農業振興センター、高知県中央西農業振興センター及び高知県幡多農業振興センターにあっては、農業土木工事」に改め、「（高知県中央東農業振興センター及び高知県須崎農業振興センターの基盤整備課を除く。）」を削り、同項第5号中「土地改良事業計画」を「土地改良事業に係る計画」に改め、同項第6号中「土地改良区」を「高知県中央西農業振興センターにあっては、土地改良区」に改め、「（高知県中央西農業振興センターの基盤整備課に限る。）」を削る。

第233条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 研究企画課

第234条第3項第1号中「飼料作物、家畜排せつ物、」を削り、同項第3号中「畜産環境、飼料作物及び」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 研究企画課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 企画調整及び家畜防疫（総括）に関すること。

(2) 飼料及び畜産環境に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、研究企画、飼料及び畜産環境に関すること。

第246条第1項第25号を削る。
 第255条第1項の表高知県安芸土木事務所の項、高知県中央東土木事務所の項及び高知県高知土木事務所の項中「契約班」を削り、同表高知県中央西土木事務所の項中「契約班」及び「道路第三班」を削り、「河港班」を「河川班 漁港海岸班」に改め、同表高知県須崎土木事務所の項中「契約班」及び「管理第三班」を削り、同表高知県幡多土木事務所の項中「契約班 建築指導班」を「建築指導班」に改め、同条第2項の表高知県安芸土木事務所室戸事務所の項中「道路班 河川砂防班 港湾班」を「道路公園班 河川海岸班 港湾漁港班」に改める。

第256条第3項第4号及び第10項中「道路維持補修」を「道路の維持補修」に改める。
 第291条第1項中「文化生活部文化・国際課長」を「文化生活部文化推進課長」に改める。
 第301条第2項の表中「危機管理・防災指導監」を「危機管理指導監」に改め、「及び防災対策」を削り、「地震防災指導監」を「防災指導監」に改める。

第303条第1項の表中
 「チーム長
 チーフ」
 を
 「チーム長
 チーフ（必要があると認めるチームに限る。）」
 に、

危機管理・防災課	危機管理・防災指導監
南海地震対策課	地震防災指導監

を
 「
 危機管理・防災課
 危機管理指導監
 防災指導監」
 に改め、

建設検査課	土木技査
-------	------

を削り、同条第2項中「森林土木技査」を「森林土木技査、土木技査」に改める。
 第304条第2項の表中

高知県安芸農業振興センター 高知県中央東農業振興センター	所長 次長 技術次長 事業調整主任 専門普及指導員 普及指導員
高知県中央西農業振興センター 高知県須崎農業振興センター 高知県幡多農業振興センター	所長 次長 技術次長

「
 専門普及指導員
 普及指導員」

を
 「
 高知県安芸農業振興センター
高知県中央東農業振興センター
高知県中央西農業振興センター
高知県須崎農業振興センター
高知県幡多農業振興センター
 所長
次長
技術次長
事業調整主任
普及指導員」

に、
 「
 畜産試験場
 次長
技術次長
研究企画員」

を
 「
 畜産試験場
 次長
技術次長」

に、
 「
 森林技術センター
 所長
次長
技術次長
研究企画員」

を
 「
 森林技術センター
 所長
次長
研究企画員」

に、
 「
 水産試験場
 次長
技術次長
研究企画員」

を
 「
 水産試験場
 次長
技術次長」

に改める。

第305条の表中「療育福祉センターの相談通園部長」を「療育福祉センターの相談部長」に、「危機管理・防災課チーフ（産業保安担当）」を「消防政策課チーフ（産業保安担当）」に改める。

第306条の表中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、

高知県こどもの環境づくり推進委員会	高知県こども条例第20条第2項の規定による高知県こどもの環境づくり推進計画の作成又は変更、同条例の目的の実現に関する重要事項の調査審議及び高知県こどもの環境づくり推進計画に基づき県が実施することどもの環境づくりに関する取組の状況についての知事への意見の具申に関する事務	少子対策課
-------------------	--	-------

を

高知県子どもの環境づくり推進委員会	高知県子ども条例第11条第2項の規定による同条例の目的及び基本理念を実現するための計画の作成及び変更、同条例の目的の実現に関する重要事項の調査審議並びに当該計画に基づき県が実施する子どもの環境づくりに関する取組の状況についての知事への意見の具申に関する事務	少子対策課
高知県子ども・子育て支援会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更についての知事への意見の具申並びに県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議に関する事務	少子対策課

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 平成25年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

文化生活部文化・国際課	文化生活部文化推進課
-------------	------------

- 平成25年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる職に補せられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に勤務を命ぜられている所属において次の表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

東京事務所のプロジェクトマネージャー	東京事務所総務課のプロジェクトマネージャー
東京事務所のチーフ	東京事務所総務課のチーフ

（附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部改正）

- 附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

保育士試験委員

を

保育士試験委員
子どもの環境づくり推進委員会委員
子ども・子育て支援会議委員

に改め、

こどもの環境づくり推進委員会委員

を削る。

（高知県職員被服貸与規則の一部改正）

- 高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
別表3の項中「危機管理・防災課」を「消防政策課」に改める。
（高知県庁内防火管理規則の一部改正）
- 高知県庁内防火管理規則（昭和39年高知県規則第101号）の一部を次のように改正する。
第2条第4項中「高知県総務部管財課チーフ（庁舎整備担当）」を「高知県総務部管財課チーフ（庁舎管理担当）」に、「管財課チーフ（庁舎整備担当）」を「管財課チーフ（庁舎管理担当）」に改める。
別表第1の2の表中「庁舎整備担当」を「庁舎管理担当」に改める。
別表第2中「つく」を「就く」に、「は握」を「把握」に、「自衛消火栓」を「自衛消火栓」に、「しゃ断」を「遮断」に、「ガス元栓」を「ガス元栓」に、「受電、配電施設、」を「受電施設、配電施設及び」に改める。

訓 令

高知県訓令第4号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（高知県公印規程の一部改正）

第1条 高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）の一部を次のように改正する。

別表知事印の項及び部長印の項中「文化生活部文化・国際課長」を「文化生活部文化推進課長」に改める。

（高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正）

第2条 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第3条第3項中「推進本部」を「、推進本部」に改め、同条第4項中「専門の」を「、専門の」に改める。

第6条中「別に」を削る。

別表幹事の項中「文化生活部文化・国際課長」を「文化生活部文化推進課長」に改める。

（高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正）

第3条 高知県男女共同参画推進本部設置規程（昭和51年7月高知県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第3条第4項中「推進本部」を「、推進本部」に改める。

第5条第5項中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第8条中「別に」を削る。

別表第2中「文化生活部文化・国際課長」を「文化生活部文化推進課長」に改める。

（高知県公共補償等審査会規程の一部改正）

第4条 高知県公共補償等審査会規程（昭和51年12月高知県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第3条第4項中「調査又は審査させるため必要と」を「調査させ、又は審査させるため必要があると」に改め、同条第5項中「文化生活部文化・国際課長」を「文化生活部文化推進課長」に改める。

第5条第4項中「出席委員」を「出席した委員」に改める。

第6条第2項中「前項の定め」を「前項の規定」に、「又

は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同条第3項中「前2項」を「前2項の規定」に改める。

第9条中「別に」を「会長が」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。